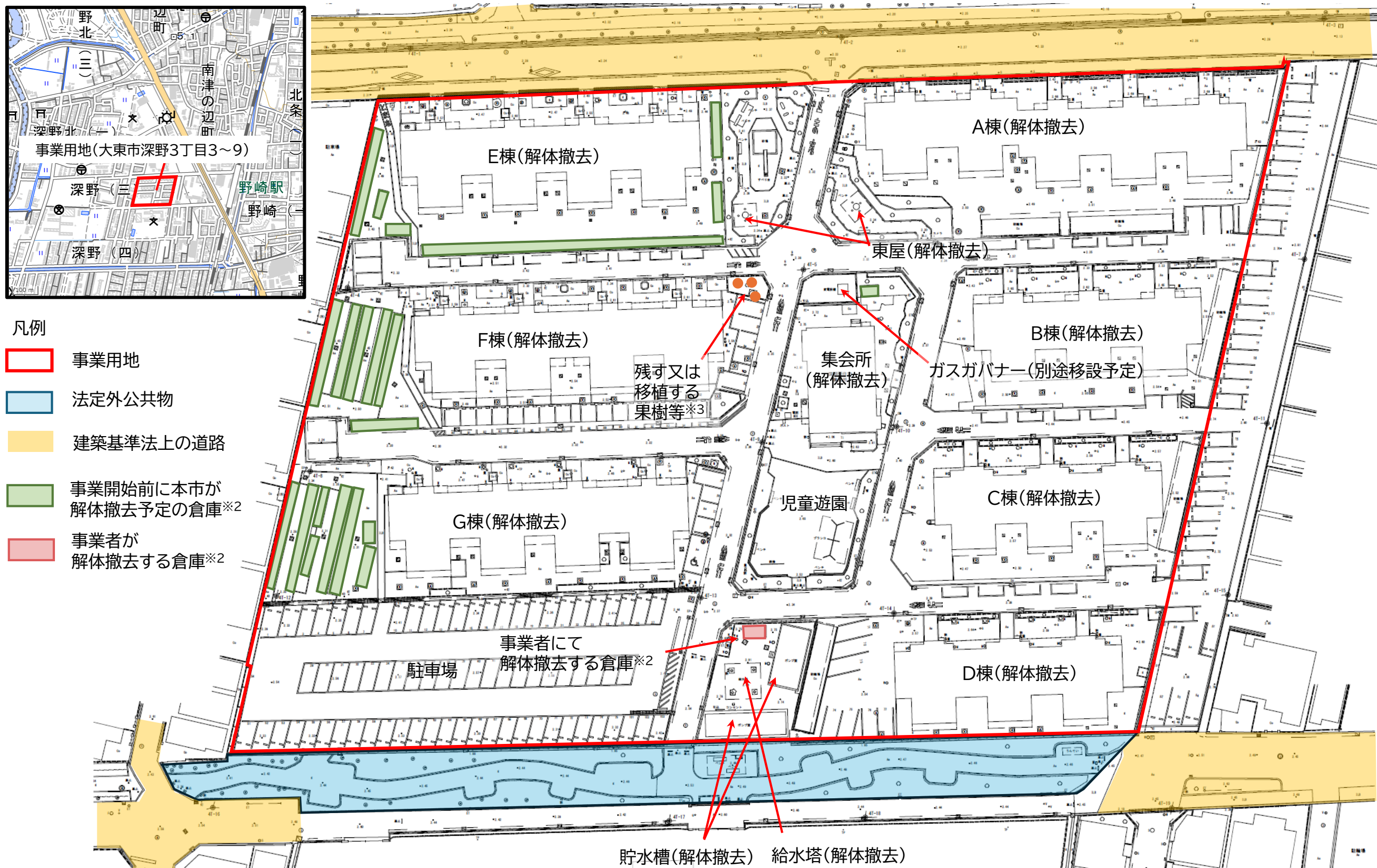




※1 既存付帯施設は主な付帯施設のみ図示。その他、駐輪場・倉庫・遊具等が存在。

※2 上図で示した倉庫は事業開始前に市が撤去予定であるが、残置する倉庫については事業者が解体撤去すること(別添資料との不一致の場合は、現地を正とする)。

※3 事業用地内の果樹等の既存樹木(3本)は、長年入居者により継承されてきた自然環境を保全する観点から、可能な限り残す又は移植すること。

※4 配置・縮尺はイメージであり、詳細は要求水準書本文を参照